

奥州市監査委員告示第17号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により行った定期監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成26年9月26日

奥州市監査委員 及 川 新 太  
奥州市監査委員 松 本 富二朗  
奥州市監査委員 佐 藤 邦 夫

1 監査の概要

(1) 監査の対象とした部課等(機関)名、監査実施期日

部課等(機関)名	実施期日
水道部	予備監査 平成26年6月18日から20日まで 本監査 平成26年7月7日
国民健康保険まごころ病院	予備監査 平成26年6月16日及び17日 本監査 平成26年7月8日
病院局(総合水沢病院)	予備監査 平成26年7月2日及び3日 本監査 平成26年7月8日
国民宿舎サンホテル衣川荘	予備監査 平成26年6月12日及び13日 本監査 平成26年7月10日

(2) 監査の対象とした事項及び範囲

平成25年度における財務等に関する事務の執行

(3) 監査の目的及び着眼点

平成25年度に執行された財務に関する事務が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、奥州市監査基準に定める監査の着眼点を基に、監査に必要な資料、諸帳簿等の提出を求め、これを照合、確認等するとともに、必要に応じて関係職員等の説明を聴取しながら実施した。

2 監査の結果

部課等(機関)名	監査の結果
水道部経営課	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
水道部工務課	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
国民健康保険まごころ病院	財務等に関する事務について、おおむね良好に執行されていたと認められた。
病院局(総合水沢病院)	財務等に関する事務について、おおむね良好に執行されていたと認められた。
国民宿舎サンホテル衣川荘	財務等に関する事務について、おおむね良好に執行されていたと認められた。

事務処理上留意すべき事項のうち、軽易なものについては、監査執行過程においてその都度関係職員に改善を求めた。

なお、次の部課等について、留意改善を要する事項は、次のとおりである。

(1) 国民健康保険まごころ病院

ア 契約事務において、随意契約に付す根拠が不明確なものが2件、見積書、委任状に不備があるものが2件あるなど、適切さを欠く事務処理が見受けられたので、関係例規を遵守のうえ、改善されたい。

イ 服務関係事務において、時間外勤務命令簿の記載内容に不備があるものが22件、年

次休暇請求処理票の記載内容に不備があるものが11件あるなど、適切さを欠く事務処理が見受けられたので、関係例規を遵守のうえ、改善されたい。

(2) 病院局（総合水沢病院）

契約事務において、随意契約に付す理由が不適當なものが3件、契約書に記載すべき事項に不備があるものが3件、合理的理由のない分割契約と思われるものが1件あるなど、適切さを欠く事務処理が見受けられたので、関係例規を遵守のうえ、改善されたい。

(3) 国民宿舎サンホテル衣川荘

服務事務において、雇用伺のないまま臨時職員を任用しているものが9件、時間外勤務命令簿等の記載内容に不備が見受けられるものがあるなど、適切さを欠く事務処理が見受けられたので、関係例規を遵守のうえ、改善されたい。